

議案第 85 号

指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市立総合福祉会館）

別紙のとおり、海老名市立総合福祉会館の指定管理者の指定の期間を変更したいいため、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名市立総合福祉会館の指定管理者の指定の期間を変更したいいため

指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市立総合福祉社会館	海老名市上郷474番地の1

2 指定管理者の団体の名称

社会福祉法人海老名市社会福祉協議会 会長 河野 誠一

3 指定管理者の団体の住所

海老名市勝瀬175番地の1

4 指定の期間の変更

「平成23年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成30年3月31日まで」に変更する。

参考資料

指定管理者の指定の期間の変更について

1 指定の期間を変更したい理由

海老名市立総合福祉会館については、平成23年4月1日から平成28年3月31日まで社会福祉法人海老名市社会福祉協議会を指定管理者として施設の運営及び管理を行っている。

当施設では、介護予防事業も実施していることから、平成27年度の介護保険制度改正により、総合支援事業の導入に合わせた介護予防事業が必要となり、自主事業等によるインセンティブが更に少なくなるため、福祉施設として指定管理者制度が適当か検討を行う必要が生じている。

以上のことと踏まえ、施設の課題解消や管理運営方針等を含めた再検討を行っていくため、現在の指定管理期間である「平成23年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成30年3月31日まで」に変更することとし、期間を2年間延長することとした。

2 その他

事業者及び事業内容については同一のまま2年間延長することとする。